

堺市居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給について

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給は、事前申請が必要です。

改修前の事前申請が無い場合、住宅改修費は支給できません。改修工事を施工する前に、被保険者がお住まいの区の区役所地域福祉課介護保険係に必ずご相談の上、申請を行ってください。

また、担当の介護支援専門員(以下、ケアマネジャー)がいる場合は(要支援者の方で担当の地域包括支援センターがある場合は)、必ずご相談のうえ、手続きを行ってください。

令和8年3月

堺市介護保険課

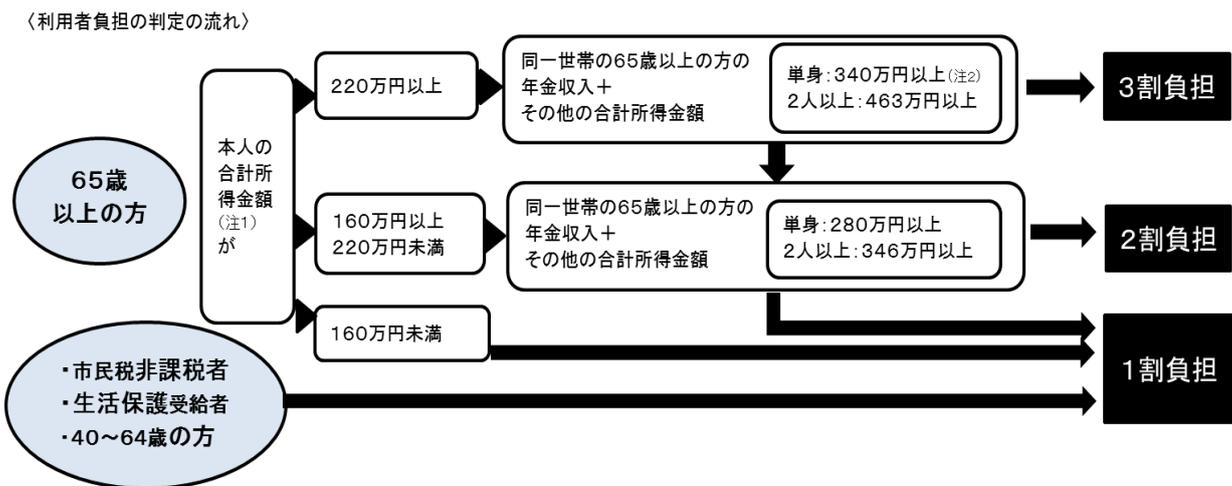
目 次

	ページ数
利用者負担割合について	2
はじめに	3
介護保険住宅改修施工業者の方へ	4
第1部 概要	6
1 利用できる方	6
2 支給要件	6
3 支給限度基準額	7
4 支給方法	8
5 支給対象となる住宅改修の内容	9
6 介護保険住宅改修を行う場合の注意点	13
第2部 支給申請手続	17
1 事前申請	18
2 事前承認	23
3 着工	23
4 支給申請	24
5 やむを得ない事情がある場合の手続	26
6 その他	26
申請書記入例	27
見積書記入例	29
平面図・立面図・拡大図見本	30
改修前写真見本	31
住宅改修事前着工承認申請書の見本	38
堺市介護保険住宅改修事前申請承認通知の見本	39
領収書見本	40
工事費内訳書（参考様式）	42
改修後写真見本	43
第3部 理由書作成に当たっての留意点と記入要領	50
第4部 住宅改修支援手数料	56
第5部 関係法令等	57
お問い合わせ先	62

利用者負担割合について

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割または3割のいずれかになります。

利用者負担割合



(注1) 合計所得金額とは・・・収入から公的年金控除、必要経費等を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
 (注2) 年金収入のみの場合は344万円以上

介護保険負担割合証を必ず確認してください。

要介護等認定者全員に対し、負担割合証を交付していますので、住宅改修施工業者は負担割合の確認を確実に行ってください。

※所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更となった場合は、負担割合証を差し替えます。



住宅改修費の支給については、領収書記載日時点における負担割合を適用することとなります。



給付制限（支払方法変更や給付額減額）の適用を受けている方については、利用者負担割合が1割または2割の方は3割に、3割負担の方は4割になります。

はじめに

この冊子は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成しました。介護保険住宅改修の概要、対象工事、支給手続、注意点等をまとめておりますので、介護保険住宅改修を行う際は、本冊子を必ず熟読してください。

本冊子に記載されている内容については、遵守していただき、手続等を行ってください。

必要に応じて、追加書類の提出や既に提出している書類の補正等を求める場合があります。求めに応じない場合は、居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。速やかに住宅改修費の支給決定が行えるようご協力をお願いします。

以下の点については、特にご確認の上、手続を行ってください。

- ・理由書について（20ページ及び50～55ページ）
- ・見積書について（21ページ及び29ページ）

- 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書等の様式は堺市ホームページの以下の場所でダウンロードできます。

http://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_shimin/mokuteki/kenko/kaigohoken/index.html

掲載場所：堺市ホームページトップ>便利情報>申請書ダウンロード

>申請書ダウンロード（市民の方へ）>目的別検索>健康・福祉>介護

- 本冊子及び住宅改修見積書等の参考様式は堺市ホームページの以下の場所でダウンロードできます。

http://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_kigyو/mokuteki/kenko/kaigo/index.html

掲載場所：堺市ホームページトップ>便利情報>申請書ダウンロード

>申請書ダウンロード（企業の方へ）>目的別検索>健康・福祉>介護

- 住宅改修等介護サービスの Q&A が下記のホームページに掲載されています。疑問等がある場合は、当該ページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

介護保険住宅改修施工業者の方へ

介護保険住宅改修は、被保険者の方が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、被保険者の申請により介護保険から給付を行います。

20万円の支給限度基準額が定められていますが、複数回に分けて利用することができます。将来、被保険者の心身の状況に変化が生じることも考慮に入れて、必要最小限の改修工事を適切に行ってください。

◎介護保険の住宅改修費の支給は法律に基づく保険給付です。

住宅改修費の支給は、介護保険料等を財源とした保険給付です。その保険給付を受けるためには、定められたルールに従う必要があります。ルールに従わない場合、住宅改修費の支給が遅れたり、被保険者の方が支給を受けられない事態になります。施工業者自身が制度を熟知し、被保険者が不利益を被ることのないようにしてください。

◎被保険者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください。

介護保険住宅改修は、一般的なリフォームとは異なった配慮が必要です。被保険者の要望だけを聞くのではなく、心身の状況や家屋状況に応じた専門的見地から見出した真のニーズに基づき、適切かつ将来を見据えた改修を行ってください。

また、手すり等のサンプルを持参するなどして、想定される使用状況について、被保険者とシミュレーションを行って、被保険者にとって最適な改修を行ってください。

施工業者側の都合で、本来、必要のない改修工事を行うことは被保険者の将来の住宅改修工事を受ける機会を奪うことにつながりますので、絶対にしないでください。

◎ケアマネジャー等他の専門職との連携を図ってください。

介護保険住宅改修は、施工技術だけではなく、介護保険の専門知識を必要とします。また、介護保険においては、住宅改修は、居宅サービスの一つとされており、被保険者にまつわる他のサービスとの連携を図る必要があります。必ず担当のケアマネジャーや医療、保健・福祉関連の専門職と連携して、改修工事を進めてください。

また、安易に改修工事を行うのではなく、必要に応じて、居宅サービスの一つである福祉用具の購入又は貸与で対応できるものがないかを他の専門職との連携を通じて検討してください。

◎被保険者に対し、改修内容や契約内容について十分な説明を行ってください。

住宅改修の必要性、その内容、価格など被保険者にとって必要な情報は全て正確に開示し、被保険者との合意を形成してください。必要に応じて介護者や家族等の関係者を交えて、十分に説明し、理解を得てください。

◎被保険者にとって信頼できる施工業者になるために、以下のことにご注意ください。

- 心身の状況を考慮した改修プランを提案していますか。
- アフターサービスがしっかりしていますか。
- 予算に応じた改修内容になっていますか。
- 改修にまつわる説明（費用、改修内容等々）がきちんと行われていますか。説明を求めた場合に、納得のいく回答をしていますか。

◎介護保険住宅改修の利用を考えている方には、堺市から次のようなご案内をしています。

- 複数の業者から見積りを取るなどして、適正な金額を確認しましょう。
- 支給限度基準額である20万円の枠を使い切った後に住宅改修を行う場合は、原則として、全額自己負担となりますので、その必要性を十分に検討してください。
- 契約する際は、十分に納得するまで説明を受け、安易に契約を結んでしまわないようにしましょう。

◎その他、ご注意いただきたいこと。

- 次の場合には、消費者（被保険者）は、契約を取り消すことができることとされています。（消費者契約法第4条）
 - ・不実告知・・・契約の目的となるものの重要な事項についての説明が違ったのにそれを信じて契約した場合
 - ・故意の不告知・・・契約の目的となる重要事項について、良いことばかりを説明し、関連する不利益なことをわざと告げなかった場合
 - ・不退去・・・業者に「帰ってくれ」といったのに帰ってくれず、困って契約した場合
- 訪問販売による契約の場合は、8日以内ならクーリング・オフ（契約解除）ができます（特定商取引に関する法律第9条）ので、契約締結の日から8日間は、施工業者の都合による改修工事の着手は、しないようにしてください。
- 工事を行わなかった場合は、速やかに取下書を提出してください。

第1部 概要

住宅改修費は、要介護（支援）状態になった方が、住み慣れた居宅において自立し、安心して日常生活を営むことができるように支給する介護保険給付です。このため、住宅改修費の支給に際しては、被保険者の心身の状況、住宅状況、日常生活の様子等、総合的に判断して、決定を行います。

「住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」となっています。

（国通知：「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」
平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

また、被保険者が安心して日常生活を営むことができるようにするという観点では、福祉用具の利用（貸与及び購入）などの他の介護サービスの利用も含めて総合的に考え、検討することも必要です。

1 利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定を受け、在宅で生活されている被保険者の方。

※非該当（自立）の方は対象外です。

※※住宅改修工事の完了時点で要介護（要支援）認定が必要です。

※※※やむを得ない事情がある場合の手続については、26ページ参照。

2 支給要件

○被保険者が現に居住する住宅（原則として、被保険者証に記載されている住民登録地になります。）であること。

○被保険者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修であると認められること。

○改修内容が住宅改修費の支給対象となる内容であること。住宅改修を施工する業者は、自由に選ぶことができます。

ただし、改修前の事前申請が無い及び事前承認通知前に施工した場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

3 支給限度基準額

要介護（支援）度に関係なく、居住する住宅（原則として、被保険者証に記載されている住所地）に対して要介護（支援）者一人当たり20万円です。ただし、1割、2割または3割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円、16万円または14万円が上限となります。支給限度基準額（20万円）を超える改修を行った場合、その超えた部分については、全額自己負担となります。

20万円の支給限度基準額の範囲内で複数回に分けて利用することができ、2回目以降の支給限度基準額は、前回改修の残額となります。

【規定の例外となる場合】（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号 参照）
 <3段階リセット>

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要度の段階」が3段階以上あがった場合は、1回に限り、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

「介護の必要度の段階」	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1

◎具体的には以下のとおりです。

要支援1	⇒	要介護3	⇒	要介護4
		要介護4		要介護5
		要介護5		
要支援2	⇒	要介護4	⇒	要介護5
		要介護5		

<転居リセット>

転居した場合には、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることが可能となります。「転居リセット」は、「3段階リセット」に優先して適用されます。転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活します。

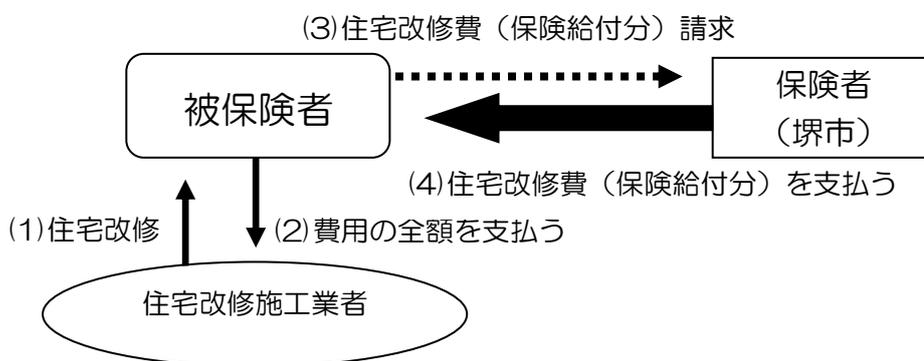
4 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2通りあります。

4-1 償還払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の全額（10割）を支払い、その後、堺市から改修費用の9割、8割または7割を保険給付分（上限18万円、16万円または14万円）として、償還（払戻し）を受けるものです。

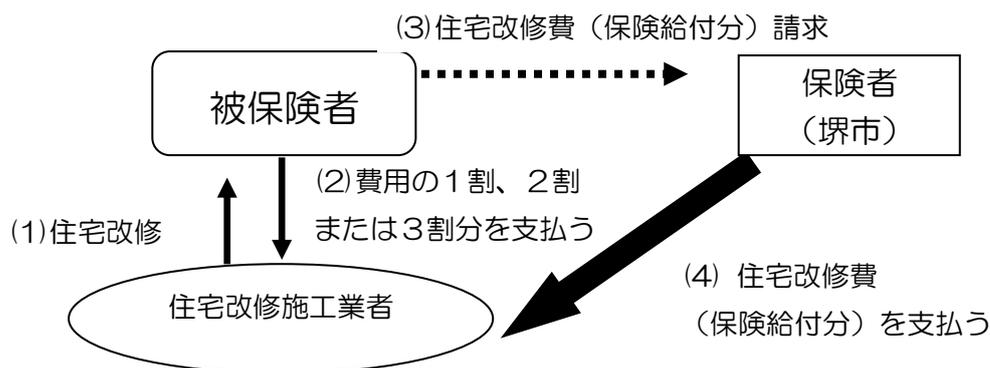
【償還払い】



4-2 受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の1割、2割または3割を支払い、その後、堺市が9割、8割または7割の保険給付分（上限18万円、16万円または14万円）を施工業者に支払うものです。

【受領委任払い】



<受領委任払いでの支給ができない場合>

- ・入院又は入所中の要介護者が退院又は退所に際して住宅改修をする場合。
- ・事前申請時に要介護（支援）認定の結果が判明していない場合。
（区分変更申請中で結果が判明していない場合は除く。）
- ・保険料を滞納している場合や介護保険の給付制限を受けている場合。
- ・施工業者が住宅改修費の受領委任の同意をしない場合。

5 支給対象となる住宅改修の内容【厚生労働大臣が定める種類の住宅改修（種類告示）】

- (1) 手すりの取付け（告示第1号）
- (2) 段差の解消（告示第2号）
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（告示第3号）
- (4) 引き戸等への扉の取替え（告示第4号）
- (5) 洋式便器等への便器の取替え（告示第5号）
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（告示第6号）

介護保険の給付対象となる住宅改修の取扱いについて

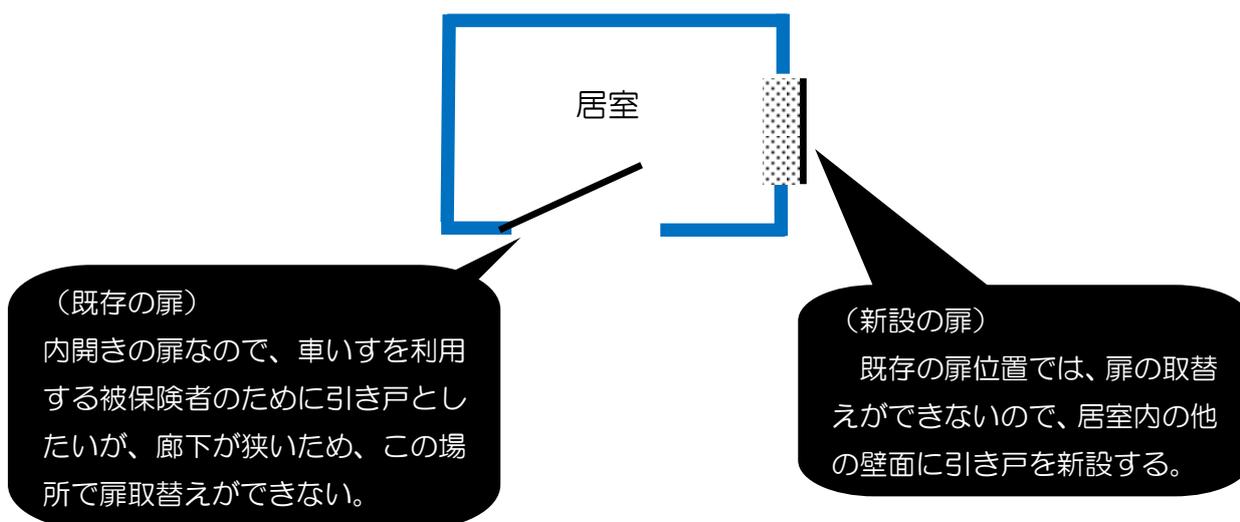
（平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

種類	内容
1 手すりの取付け	<p>廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。</p> <p>なお、福祉用具貸与に係る「手すり」（取付けに際し工事を伴わないもの）に該当するものは除かれる。</p>
2 段差の解消	<p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。ただし、福祉用具貸与に係る「スロープ」（段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないもの）又は福祉用具購入費の対象となる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。</p> <p>また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。</p>
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p>

<p>4 引き戸等への扉の取替え</p>	<p>開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>平成21年4月1日からは、引き戸等の新設による方が、扉位置の変更などに比べ費用が低廉に抑えられる場合は、引き戸等の新設も対象となる。</p>
<p>5 洋式便器等への便器の取替え</p>	<p>和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。</p> <p>ただし、福祉用具購入費の対象となる「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>
<p>6 その他上記1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>それぞれ以下のものが考えられる。</p> <p>①手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強</p> <p>②段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>③床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</p> <p>④扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更</p>

◎引き戸等の新設について

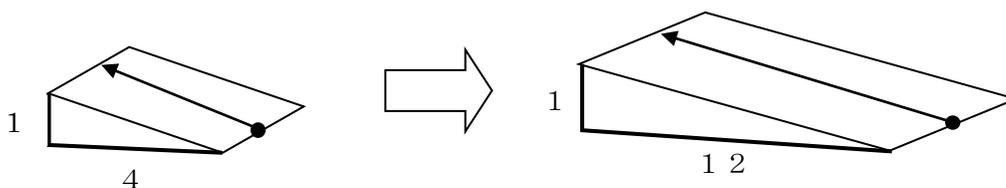
平成21年4月から、引き戸等の新設についても住宅改修費の支給対象となっているが、「引き戸等への扉の取替え」に比べ「引き戸等の新設」による方が、費用が低廉に抑えられる場合に限り、特別に支給対象としているものである。



◎平成24年4月1日から新たに保険給付の対象となった住宅改修について

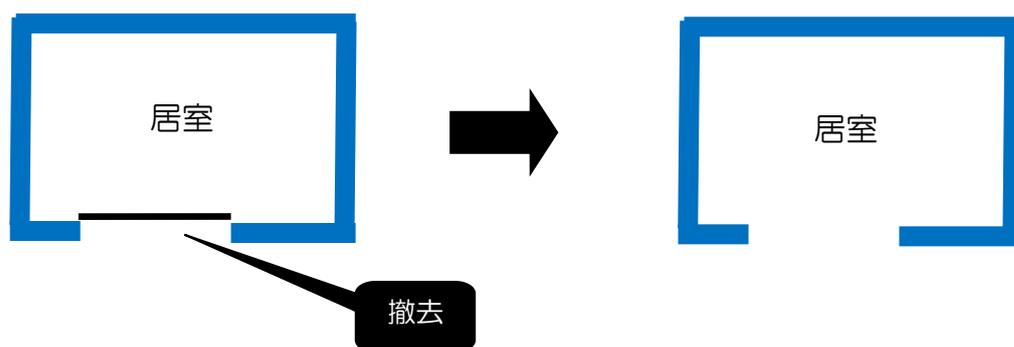
○通路などの傾斜の解消の一例

1/4の傾斜勾配のスロープは、車いすでの自力走行が困難なため、1/12の緩やかな傾斜勾配のスロープに改修する。



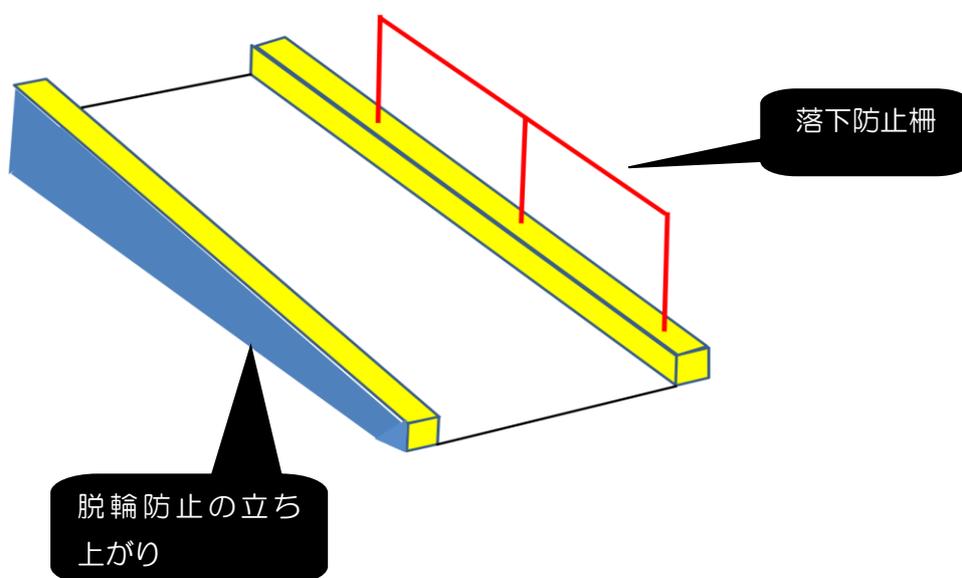
○扉の撤去の一例

居室等の引き戸の開閉が困難な心身の状況であるため、引き戸を撤去する。



○スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置の一例

スロープを安全に利用するために、落下防止の柵とスロープの縁に脱輪防止の立ち上がりを設ける。



6 介護保険住宅改修を行う場合の注意点

6-1 介護保険住宅改修の全般的な注意点

同じ要介護度であっても、被保険者の心身の状況、住環境やその日常生活の様子等はそれぞれ異なります。住宅改修費の支給の可否は、住宅改修理由書に記載された個々の被保険者の心身の状況、住環境等を勘案したうえで、改修内容について審査を行います。

つまり、住宅改修費の支給の可否は同じ改修内容であっても、被保険者によって異なるものであることをご理解ください。

(1) 対象外となる工事

- ア 用具を置くだけ（固定しない式台の設置等）の場合
住宅改修費の支給は、改修工事を伴うものが対象となります。
- イ 単なる老朽化や物理的・科学的な摩耗、故障が原因で行う改修工事
- ウ 住宅を新築する場合
- エ 増築して、新たに居室を設ける場合

(2) 介護保険住宅改修工事を行う際、撤去工事を伴う場合

当該撤去工事を行わなければ、本来の介護保険住宅改修の目的が達成されない等のどうしても必要な理由があるときは、当該撤去工事が付帯工事として認められる場合があります。

(3) 一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合

住宅改修費の支給限度基準額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅について、同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、それぞれの被保険者ごとに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請してください。

(4) 住宅改修完了前に被保険者が死亡した場合

死亡時に完了している部分が支給対象となります。

6-2 住宅改修の種類と類似した福祉用具について

福祉用具貸与の「手すり」	居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの
福祉用具購入にある入浴補助用具としての「浴槽用手すり」	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
「すのこ」による段差解消 ⇒福祉用具購入にある入浴補助用具としての「浴室内すのこ」、「浴槽内すのこ」	「浴室内すのこ」 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 「浴槽内すのこ」 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
福祉用具貸与としての「スロープ」	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

上記の表に該当する場合は、原則として福祉用具貸与又は購入の対象となります。

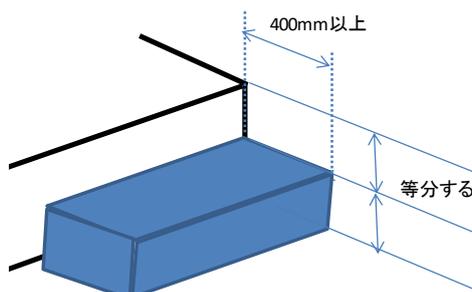
なお、上記の表の「すのこ」及び「スロープ」は、固定可能であれば、固定することにより、住宅改修の対象となります。

6-3 介護保険住宅改修の支給対象となる改修工事についての注意点

本項目の一部内容については、「介護保険関係者のための住宅改修の手引き」（社団法人シルバーサービス振興会）より引用し、一部改編しています。

(1) 段差の解消

玄関土間と屋内床面との段差につき、歩行移動が可能な被保険者に対しては、式台を設置して、上がりかまちの高さを等分にする寸法を検討してください。その際、式台の幅は、できれば原則として400mm以上確保してください。



（2）「洋式便器等への便器の取替え」の際の補高便座について

既存の和風両用便器に対し、腰掛便座を取り付ける工事は、原則として、介護保険住宅改修の対象外となります。

その理由としては、

- ア 腰掛便座を取り付ける行為に対し、工事性が認められないと考えられるため。
- イ 国通知である平成12年1月31日付け老企第34号において、福祉用具購入の品目として腰掛便座が「和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）」と示されているため。
- ウ 腰掛便座を福祉用具購入費として支給する方が被保険者にとっても有益（住宅改修の支給限度基準額を使うことなく、その分を別の住宅改修工事費用に充てることができる。）であると考えられるため。

以上のことから、既存の和風両用便器に対し、腰掛便座を取り付けることを考えている事例においては、福祉用具購入での対応を検討してください。

和風両用便器（イメージ）



（3）ベランダでの段差解消について

必要最低限の範囲で施工を行うこととし、すのこ等を一面に敷き詰める工事は原則として、介護保険住宅改修として認められません。

（4）「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」の際のタイルカーペットについて

接着剤等で固定すること（施工）が必要です。固定することにより、介護保険住宅改修の支給対象と認めることができます。また、安全性の問題から考慮しても、タイルカーペットを置くだけのものは、介護保険の住宅改修として認められません。

（５）付加機能が付いた製品を設置した場合について

いす付き手すりやシャワーハンガー付き手すり等の介護保険住宅改修の対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、対象部分と対象外部分の費用を按分したうえで、対象部分のみを認めることができます。費用を按分できない場合は、住宅改修の支給対象外とします。

（※ユニットバスについては、メーカー作成の按分表を添付してください。
按分表がない場合は、施工業者にて作成してください。）

（６）複数の機能が備わった製品を設置した場合について

手すり付き式台等の住宅改修の対象部分が複数備わった製品を設置する場合は、そのどちらも被保険者にとって必要な住宅改修であれば、認められます。それぞれの住宅改修工事の種類に分けて申請を行ってください。

6-4 介護保険住宅改修における「固定」についての考え方

方法	支給対象の可否	判断理由及び注意事項
ネジや釘による固定	支給対象となります。	<u>住宅改修における原則的な固定方法です。</u> ただし、風雨によるサビ、劣化が考えられる屋外等での固定には、注意が必要です。
接着剤による固定	支給対象となります。	耐久性のあるもので施工を行ってください。浴室等、水がかかるところでは、耐水性があるものを使用する等、施工方法を検討してください。 <u>屋外については、耐久性の観点から原則として、支給対象となりません。</u> <u>式台の固定に際して、接着剤による固定は支給対象となりません。</u>
業務用両面テープによる固定	原則、支給対象となりません。	耐久性、強度面から「固定」とは認められません。 ただし、階段の踏面に滑り止めを設置するために使用する場合は、対象となる場合があります。

※「固定」に際しては、安全性を十分に確保してください。

第2部 支給申請手続

住宅改修費の支給申請手続は、被保険者が居住する区の区役所の地域福祉課介護保険係で行います。

<手続の流れ>

住宅改修を行う前に被保険者が担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターに相談し、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼してください。改修内容が支給対象となるか否かの確認等は住宅改修を行う前に被保険者がお住まいの区の区役所地域福祉課介護保険係にご相談ください。

被保険者・家族・ケアマネジャー・施工業者とで打ち合わせ、見積りを行う。
複数の施工業者に見積りを依頼し、比較することをお勧めします。
事前申請までに、必ず改修箇所ごとの改修前の日付入り写真を撮影してください。

事前申請を行う。（詳細は **1 事前申請**の項目を参照）

事前承認通知等の発送（詳細は **2 事前承認**の項目を参照）

着工・完成（**3 着工**の項目を参照）

住宅改修工事完成後、被保険者は、施工業者に工事代金を支払う。受領委任払いの場合は、工事代金の1割、2割または3割を支払う。

住宅改修費の支給申請を行う。（詳細は **4 支給申請**の項目を参照）

当该区役所の地域福祉課介護保険係にて審査を行い、支給が認められた場合は、「支給決定」を行い、被保険者あてに支給決定通知書等を送付し、住宅改修費を指定口座へ振り込む（受領委任払いの場合は、施工業者の指定口座へ振り込む。）。

1 事前申請

以下の書類を提出してください。

- (1) 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（以下「申請書」）
【受領委任払いの場合】
裏面 堺市介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書
- (2) 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修理由書（以下「理由書」）
- (3) 見積書（カタログ写し）
- (4) 見取図等
- (5) 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承諾書
（以下「住宅所有者の承諾書」という。）必要な場合のみ提出する。
- (6) 改修前写真

※これ以降は、それぞれの書類についての詳しい説明となります。熟読のうえ、誤りのないよう事前申請を行ってください。

- (1) 申請書（記入例は27ページ参照。）
 - 申請者は、被保険者です。
 - 申請日、着工予定日、完成予定日等の記入漏れが無いが、ご確認ください。
 - 受領委任払いの場合は、申請書裏面の堺市介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書に、事業所名等の記入が必要です。
（※受領委任払いとは、被保険者が施工業者に費用の1割、2割、3割を支払い、その後堺市が9割、8割、7割を施工業者に支払うものです。）
 - 改修費用予定額には、見積書に記入されている住宅改修費の支給対象の合計額を記入します。
 - 支給申請予定額は、住宅改修費の支給予定額（改修費用予定額の9割、8割または7割）となり、支給限度基準額の9割、8割または7割分である18万円、16万円または14万円が上限となります。

「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別。9～10ページ参照。）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。
（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

1割負担の場合

申請書における改修費用予定額及び支給申請予定額の記入例

《パターン1》 初めての住宅改修で、20万円以内の改修工事のパターン

総工事費	180,000円	⇒	改修費用予定額	180,000円
支給対象の 工事費用	180,000円		支給申請予定額	162,000円 (改修費用予定 額の9割分)

《パターン2》 初めての住宅改修で、支給対象工事のみで20万円を超える改修工事のパターン

総工事費	250,000円	⇒	改修費用予定額	250,000円
支給対象の 工事費用	250,000円		支給申請予定額	180,000円 (180,000 円が上限とな ります。)

《パターン3》 過去に住宅改修工事を行っているパターン

過去に100,000円（保険給付分：90,000円、自己負担分：10,000円）
の住宅改修を行っていた場合

今回行う住 宅改修工事 の総工事費	180,000円	⇒	改修費用予定額	180,000円
今回の支給 対象の工事 費用	180,000円		支給申請予定額	90,000円(前 回、90,000円 が支給済みとな っているため、そ の残額となる。)

《パターン4》 支給対象工事と支給対象外工事を同時に行うパターン

総工事費	350,000円	⇒	改修費用予定額	200,000円
支給対象の 工事費用	200,000円		支給申請予定額	180,000円 (180,000 円が上限とな ります。)
支給対象外 の工事費用	150,000円			

（2）理由書

原則として、担当のケアマネジャーが被保険者の心身の状況、住環境、日常生活の動線、福祉用具の利用状況等を確認して記入します。

担当のケアマネジャーがいない場合は、他のケアマネジャー、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上、地域包括支援センター職員

※建築士は不可です。

※資格証の写しを添付してください。（ケアマネジャーは、登録番号を記入してください。）

福祉住環境コーディネーター2級以上等、担当のケアマネジャー以外の者が理由書を書く場合は、担当のケアマネジャーだけでなく、保健・医療等の関係機関との連絡調整を十分に行ってください。

（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号参照）

必要に応じて、関係機関との連絡調整について、確認する場合があります。

記入要領は50ページからになりますので、必ず確認のうえ、理由書を作成してください。

(3) 見積書（29 ページ参照。縦版と横版があります。）

理由書の内容に合わせて見積りをしてください。

堺市においては、見積書の様式を定めておりますので、原則、当該様式を使用してください。同じ項目が記入されていれば、施工業者の独自様式でも結構ですが、必要事項が記入されていない場合には、差し替えをお願いすることがあります。また、見積書を作成の際は、以下の点にご注意ください。

ア 宛名は、必ず申請者（被保険者）氏名になります。

イ 見積日を記入してください。（理由書の現地確認日以降になります。）

ウ 施工業者の印鑑を押してください。（※施工業者の代表者等が自署する場合は、押印不要。）

エ 部屋名、改修部分、改修の名称（手すり、スロープ等）、改修内容（仕様、長さ、面積等）、住宅改修の種類を記入してください。

住宅改修の種類は、改修工事が9～10ページの「**5 支給対象となる住宅改修の内容**」で示した内容のどの工事に該当するかを番号等で記入してください。

また、工事一式とはせずに、材料費、施工費（工賃）、諸経費等の内訳を記入してください。工事一式で記入されている場合は、見積書の訂正を依頼しますので、ご注意ください。

オ 材料費は商品名、メーカー名、品番、部材単価、数量等を明記してください。メーカーの製品を使用する場合は、必ず仕様、寸法のわかるカタログや資料を添付して使用部分がわかるよう印をつけてください。

カ システムバスに入れ替える場合は、改修部分についてメーカー作成（メーカーが作成していない場合は、施工業者作成）の内訳書を添付し、住宅改修費の支給対象となる費用を明示した見積書の作成をお願いします。

キ 住宅改修費の支給対象工事に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を明示してください。住宅改修費の支給対象分と支給対象外分を区別して作成してください。

改修の種類、箇所ごとに住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、その合計額を申請書の「改修費用予定額」欄に記入してください。

住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの。

（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

(4) 見取図等（30 ページ参照）

全体図と合わせて、必要に応じて改修箇所の拡大図、立面図、平面図、断面図等を添付してください。また、改修箇所がわかるように、番号を付してください。（見積書に番号を付与している場合は、番号を対応させてください。）

改修工事後の実際の寸法がわかるように見取図等を作成してください。例えば、手すりについては、取付位置、施工範囲等の改修予定内容を示したうえで、床から何cmの位置に何cmの手すりを取り付ける等がわかるようにしてください。

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとします。（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

(5) 住宅所有者の承諾書（【甲】、【乙】）

住宅改修を行う被保険者と、当該住宅の所有者が異なる場合は、住宅改修についての所有者の承諾書が必要です。

住宅改修を行おうとする住宅が賃貸住宅である場合は、【甲】を、また、住宅が共同所有である、又は、別に所有者がいる場合は【乙】を使用してください。

承諾日・住宅箇所の概要（箇所・部位・内容）を漏れなく記入してください。

(6) 改修前写真（31 ページから37 ページ参照）

現況を確認するため、事前申請時に提出してください。

完了後に再度、改修前後の写真を並べて提出していただきます。

ア 写真には、撮影の日付を入れてください。

※撮影日がないと受付できませんのでご注意ください。

※日付機能のないカメラの場合には、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをしてください。

イ 各写真に見取図の番号を記入してください。

ウ 改修工事後の実際の寸法がわかるように改修前写真を撮ってください。

また、段差の解消（浴槽交換を含む。）は、段差部分が写真で確認できるよう、メジャーを当て、数値がわかるようにしてください。

エ 改修箇所と改修内容が確認できるよう、撮影の構図にご注意ください。

※遠すぎて判別できない、近すぎて改修箇所がわからないといったことがないようにお願いします。（必要に応じて遠近の写真を複数枚提出してください。）

オ その他、手ぶれ、ピントがあっていない、露出不足で暗すぎる等、判別できない場合は、撮り直しをお願いすることがあります。

※写真は、現場確認に代わるもので、施工確認のうえで重要なものです。支払手続を円滑に行うためにもご協力願います。施工の確認ができない場合は、住宅改修費を支給できないことがあります。

2 事前承認

事前申請の内容を精査し、介護保険法令上の問題等がなければ、事前申請承認通知等を送付します。

事前申請承認通知前に施工した場合は、住宅改修費の支給が認められませんので、ご注意ください。

ただし、事前申請の内容について、必要に応じて調査を行う場合があります。その場合は、調査後に事前申請承認通知を送付します。

◎事前申請承認通知（見本は39ページ参照）

被保険者あてに送付します。

◎「堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届」の用紙
施工業者あてに送付します。

3 着工

事前申請承認通知の内容に沿って着工してください。

やむを得ず、現場で変更が必要となった場合は、着工前に必ずご連絡ください。再度承認の手続きが必要な場合があります。

事前申請承認通知の到着前に着工した場合や無断で工事内容を変更した場合は、住宅改修費を支給できないことがあります。

4 支給申請

以下の書類を提出してください。

- (1) 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届
（以下「完了届」という。）
- (2) 口座振込依頼書（必要な場合のみ提出する。）
- (3) 領収書（原本）
- (4) 工事費内訳書
- (5) 改修前後の写真

これ以降は、それぞれの書類についての詳しい説明となります。熟読のうえ、誤りのないよう支給申請を行ってください。

(1) 完了届

受領委任払いの場合は施工業者、償還払いの場合は被保険者の口座をご記入ください。

(2) 口座振込依頼書

償還払いで被保険者以外（家族等）の口座に振込む場合のみ提出してください。上段に被保険者、下段には口座名義人の記名・捺印をお願いします。被保険者の方は申請書と同一の印鑑で押印してください。

（※被保険者・口座名義人の代表者が自署する場合は、それぞれの押印は不要です。）

(3) 領収書（見本は40ページから41ページ参照。）

ア 宛名は、必ず申請者氏名になります。

イ 必ず原本を持参してください。（その場でコピーをしてお返しします。）

ウ 領収日は工事完了後とします。

エ 施工業者印のないものは、無効です。（代表者が自署する場合は、押印不要。）

オ 領収金額欄については、以下のとおりです。

（ア）償還払いで、支給対象工事のみを行った場合は、支給対象工事費用を記載してください。

（イ）償還払いで、支給対象工事と支給対象外工事を同時に行った場合は、領収金額欄＝【支給対象工事費用＋支給対象外工事費用】とし、ただし書で支給対象工事の領収金額を記載してください。

（ウ）受領委任払いで、支給対象工事のみの場合は、介護保険利用者負担額を記載してください。

（エ）受領委任払いで、支給対象工事と支給対象外工事を同時に行った場

合は、領収金額欄＝【介護保険利用者負担額（1割、2割または3割分）＋支給対象外工事費用】とし、ただし書で介護保険利用者負担額（1割、2割または3割分）を記載してください。

カ 領収金額が5万円（消費税を除く。）以上の場合は、収入印紙を貼付し、消印を押してください。

※負担割合について、申請時から変更となっている場合もあるので、領収時に必ず負担割合証で確認してください。

(4) 工事費内訳書（参考様式は42ページ参照）

工事費内訳書とは、改修工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものです。

上記（3）の領収証に添付して提出してください。

※発行日を記載する場合は、領収日に合わせてください。

「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。
(国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋)

(5) 改修前後の写真（43ページから49ページ参照）

（改修前の写真を提出済みの場合も、再度、提出願います。）

ア 写真には、撮影の日付を入れてください。

※撮影日がないと受付できませんのでご注意ください。

※日付機能のないカメラの場合には、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをしてください。

イ 改修前後の写真は、同じ位置・角度から撮影してください。

ウ 改修前後の写真を並べて貼付（又は印刷）し、改修状況がわかるようにしてください。

エ 各写真に見取図の番号を記入してください。

オ 段差の解消（浴槽交換を含む。）は、写真で確認できるよう、メジャーを当て、数値がわかるようにしてください。

カ 改修箇所と改修内容が確認できるよう、撮影の構図にご注意ください。

※遠すぎて判別できない、近すぎて改修箇所がわからないといったことがないようにお願いします。（必要に応じて遠近の写真を複数枚提出してください。）

キ その他、手ぶれ、ピントがあっていない、露出不足で暗すぎる等、判別できない場合は、撮り直しをお願いすることがあります。

※写真は、現場確認に代わるもので、施工確認のうえで重要なものです。施工の確認ができない場合は、住宅改修費をお支払いできない場合があります。支払手続を円滑に行うためにもご協力願います。

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。
（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号より抜粋）

5 やむを得ない事情がある場合の手続

介護保険における住宅改修は、原則として、要介護認定を受けており、在宅で生活されている方が対象です。

ただし、入院または入所中の方が、退院または退所にむけて、住環境整える必要があるため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合や、急に介護や支援が必要な状態になった方が、要介護・要支援認定申請中に住宅改修に着工して住環境を整える必要がある場合があります。このような場合を「やむを得ない事情がある場合」としています。

「やむを得ない事情がある場合」の必要書類については、前記「**1 事前申請**」記載の書類に加えて、「新規申請中又は入院・入所中の居宅介護（介護予防）住宅改修事前着工承認申請書」（参考様式は38ページ参照）を被保険者がお住まいの区の区役所地域福祉課 介護保険係に提出してください。

審査後、「『事前着工』の承認通知書」と「『支給申請』の承認通知書」を送付しますので、その後工事着工を行い、「**4 支給申請**」については、退院・退所後又は介護保険の認定が出た後に申請を行ってください。

6 その他

住宅改修費の支給に当たって必要がある場合は、事前及び事後に調査を行う場合があります。住宅改修工事が完了し、住宅改修費が支給された後の事後調査については、当該改修工事の補正を求める場合があります。

適正かつ効果的な介護保険住宅改修を行うためにも、事前及び事後の調査にご協力いただきますようお願いいたします。

【申請書記入例】

様式第42号(第37条関係)

堺市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号		2	7	1	4	0	3
		被保険者番号							
生年月日	年 月 日								
住所	電話番号								
住宅の所有者	(本人との続柄)								
改修の内容並びにその箇所及び規模 <input type="checkbox"/> 手摺りの取付け <input type="checkbox"/> すべり防止 <input type="checkbox"/> 引戸等への取替え <input type="checkbox"/> 洋式便器等への変更 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 床・通路面の材料変更	施工事業者								
	着工予定日	年 月 日							
	完成予定日	年 月 日							
	改修費用 予定額	円							
	支給申請 予定額	円							
堺市長 殿									
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。									
申請日 年 月 日									
申請者 住所									
氏名 ※									
電話番号									
(申請者が自署しない場合は、記名押印してください。)									

申請日の記入漏れに注意してください。

被保険者名を記入する。

注意

- 1 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、改修箇所の見取図、改修前の写真及び工事費見積書を添付してください。
- 2 改修を行う住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。
- 3 改修終了後、堺市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届を提出する際に、領収証、工事費内訳書及び改修前後の写真を必ず提出してください。提出がない場合は、一切支給できなくなります。
- 4 改修内容又は額が変更になった場合は、届け出てください。届出がない場合は、支給できなくなる場合があります。
- 5 住宅改修費の支給に当たって必要がある場合には、事前及び事後に調査を行う場合があります。

様式第2号(第3条関係)

堺市介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書

堺市長 殿

介護保険住宅改修費の受領について、下欄の事業者に委任し、その承認を受けた
いので、堺市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払に関する要綱
第3条第2項の規定により申請します。

なお、審査の結果、不承認となった場合は、償還払となることを承諾します。

年 月 日 申請者住所 _____

被保険者名を
記入する。

申請者氏名 _____ (※)

※申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

申請日の記
入漏れに注
意してくだ
さい。

市長 殿

堺市から支給される上記被保険者に係る介護保険住宅改修費を被保険者の委任
を受けて受領することに同意します。

あわせて被保険者の事情によっては、受領委任払の承認が取り消される場合がある
ことに同意します。

年 月 日 受領受任者 _____

所在地 _____

事業者(所)名 _____

代表者氏名 _____

(電話番号: _____)

備考 承認の条件は、介護保険料の滞納がなく、かつ、給付制限を受けていないこと。

堺市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について

（注意）この見積金額は、あくまで一例です。

見積日を記入する。（理由書の現地確認日以降になります。）

【見積書記入例】

令和7年4月1日

被保険者

氏名

●●●● 様

住所：堺市堺区○○町1-1

介護保険住宅改修工事見積書

施工業者住所：堺市堺区○○町2-1

施工業者名：株式会社介護住宅

代表者職氏名：代表取締役

○○ ○○

電話番号：○○○-△△△△

担当者氏名：△△ △△

印

金額：192,588円

住宅改修費の支給対象となる費用を明示する。支給対象部分は、使用する部分のみです。仕入れ材料で使用しない部分ある場合は、使用部分のみに按分してください。

住宅改修の種類、改修場所、改修部分を記入する。

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場 所	改修 部分	名 称 (※2)	商品名・規格 等	介護保険対象部分				算出根拠		
						数量	単位	単価	金額			
手すり	1	玄関	壁	(材料費)	◆◆社製 木製手すり 35φ AA11BB35 800×600mm	1.4	m	3,000	4,200	定価12,000円/4m		
					◆◆社製 エンドブラケット AA-11B	2	個	1,800	3,600			
					◆◆社製 コーナーブラケット AA-12B	1	個	3,000	3,000			
					(施工費)		1	式	2,500	2,500		
					小計						13,300	
段差解消	2	玄関		(材料費)	●●社製 木製踏み台	1	台	19,000	19,000			
					(施工費)		1	式	1,500	1,500		
					小計						20,500	
手すり	4	階段	壁	(材料費)	◆◆社製 木製手すり 35φ AA11BB35 800×600mm	4	m	1,200	4,800	定価12,000円/4m		
					◆◆社製 補強版 80mm AA22CC40	4	m	1,600	6,400	定価16,000円/4m		
					◆◆社製 エンドブラケット AA-11B	2	個	1,800	3,600			
					小計						14,800	
					(施工費)							
便器の取替え	ア~イ	トイレ	便器	(材料費)	◆◆社製洋式便器QR	1	台					
					◆◆社製タンク	1	台					
					◆◆社製便座	1	台					
					床CF 1240mm×760mm	1	枚					
					(施工費)	既存便器解体撤去						
					給水・排水管移設							
					新床組木工事							
	上記CF工事						8,000					
								10,000				
									120,480			
				諸経費					6,000			
				合計					175,080			
				消費税			10%		17,508			
				総合計					192,588			

施工費は、一か所ずつ分けてください。

支給対象外部分を含むときは、支給対象の費用の算出根拠を示すこと。

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路
(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

支給対象部分の合計額を申請書の「改修費用予定額」に転記する。9割（保険給付額）の金額を記載するものではないので、ご注意ください。

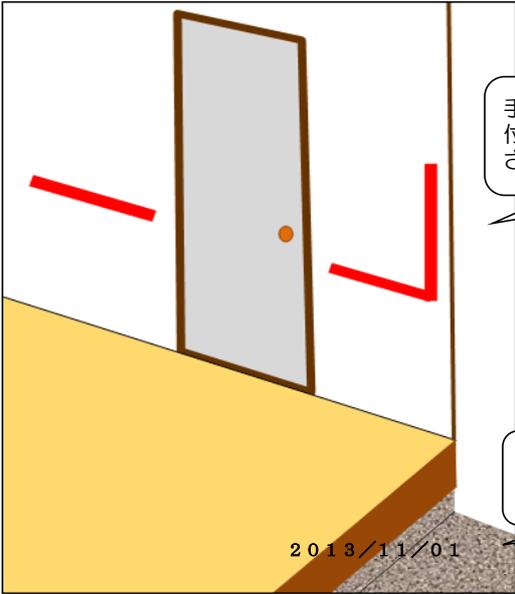
【改修前写真見本】

写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修前写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.1
改修箇所	(1) 玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1) 手すり	(2) 段差解消	(3) 床材変更	(4) 扉の取替	(5) 便器の取替	その他（ ）

改 修 前



手すりの取付け位置や形（縦付、横付、L型等）がわかるようにしてください。

撮影日が確認できるようにしてください。

改 修 後

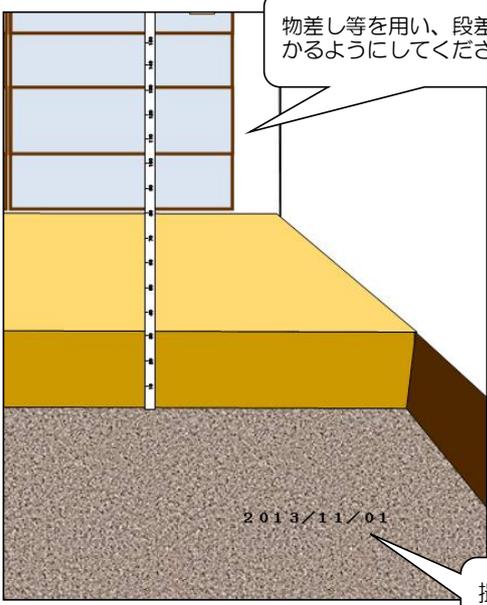
※手すりを取り付ける位置の全体を写してください。
 ※改修前後の写真は比較しやすいようにほぼ同じ位置で写してください。

写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修前写真見本〉

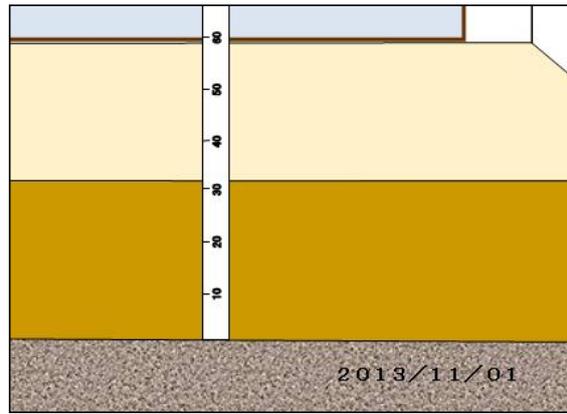
被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.2
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

改修前



物差し等を用い、段差の高低がわかるようにしてください。

撮影日が確認できるようにしてください。



改修後

※上記のように全体がわかる写真のほか、メモリが読める近接写真を添付してください。
 ※浴槽の段差改修の場合にも、浴槽の内側と外側にそれぞれメジャーをあてて写してください。

写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修前写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.3
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

改 修 前

2013/11/01

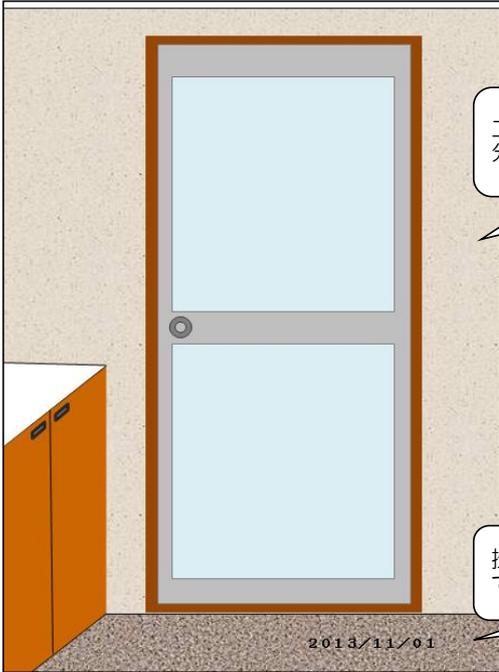
改 修 後

※手すりを取り付ける位置の全体を写してください。
 ※改修前後の写真は比較しやすいようにほぼ同じ位置で写してください。

写真貼付用紙（住宅改修用） <改修前写真見本>

被保険者名（ ●● ●● 様）				施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.4
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）	
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）	

改 修 前



工事内容に合わせて、扉の位置や状況が分かるように撮影してください。

撮影日が確認できるようにしてください。

改 修 後

写真貼付用紙（住宅改修用） <改修前写真見本>

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社介護住宅 ）			No.5
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

改 修 前

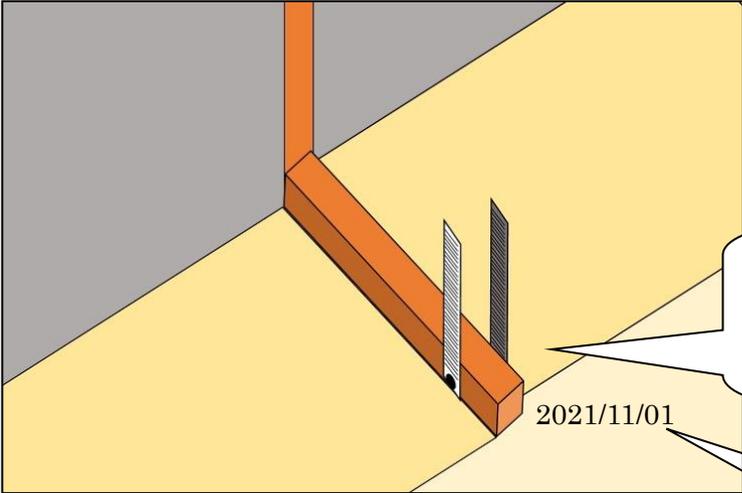


撮影日が確認できるようにしてください。

改 修 後

写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修前写真見本〉

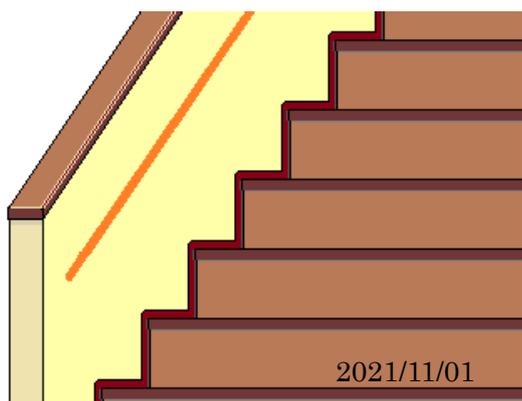
被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.6	
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）	
対象工事種別	手すり	段差解消	扉の交換	便器交換	床材変更	付帯工事（ ）	
						改 修 前	
							
						改 修 後	

写真貼付用紙（住宅改修用）

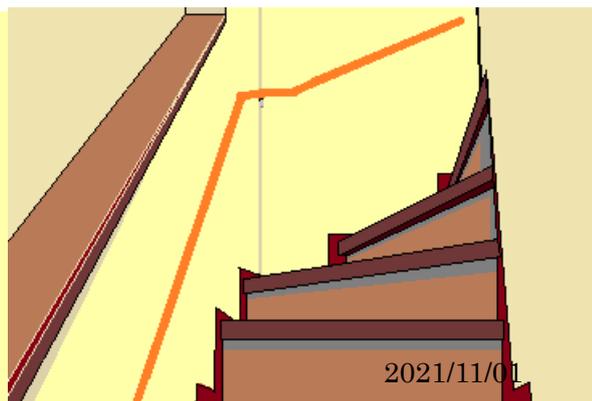
〈改修前写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社介護住宅 ）			No.7	
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（	階段）
対象工事種別	手すり	段差解消	扉の交換	便器交換	床材変更	付帯工事（	

改 修 前



撮影日が確認できるようにしてください。



手すりの取付け位置（全体）がわかるように撮影してください。

改 修 後

【事前着工承認申請書記入例】

要介護・要支援認定新規申請中又は
入院・入所中の居宅介護(介護予防)住宅改修事前着工承認申請書

年 月 日

堺市長 殿

私は、介護保険要介護・要支援認定の新規申請中又は現在入院・施設入所中ですが、居宅に戻るまでに住宅改修を行いたいので、次のとおり申請します。

また、介護保険認定非該当となったとき又は退院・退所できないときは、住宅改修費の支給対象とならないことに同意します。

申請者 住 所

氏 名 (※)
電 話 番 号

記入漏れに注意してください。

①	要介護・要支援認定申請日	年 月 日
②	現在入院・入所中の施設名	
	退院・退所予定日	年 月 日

要介護・要支援認定の新規申請中又は入院・入所中に住宅改修を必要とする理由
(やむを得ない事情等をできるだけ詳細に記載すること。)

できるだけ詳細に記載してください。

* (※) において、申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

要介護・要支援認定の新規申請中の場合は①を、入院・入所中の場合は②を記入してください。

注意

- 1 住宅改修費の支給には、介護保険認定又は退院・退所後に住宅改修後の居宅に実際に居住していることが必要となります。
介護保険認定非該当となったとき又は退院・退所しないこととなったときは、住宅改修費の支給対象となりません。
- 2 介護保険認定後又は退院・退所し、居宅に戻ってから工事完了届等を提出してください。
- 3 住宅改修費を完済した翌日から起算して2年経過しても退院・退所していないときは、時効により住宅改修費の請求はできません。

【堺市介護保険住宅改修事前申請承認通知の見本】

見本	承認番号
[Redacted]	
[Redacted] 様	堺市長 [Redacted]

堺市介護保険住宅改修事前申請承認通知

先に申請のありました堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給について申請どおりの施工内容について承認しましたので通知します。

被保険者氏名	[Redacted]	被保険者番号	[Redacted]
--------	------------	--------	------------

決定年月日	[Redacted]
住宅の所有者氏名	住宅の所有者 [Redacted]
工事の内容・箇所及び規模	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
施工事業者	[Redacted] [Redacted] 電話番号

支給対象予定額	[Redacted] 円
---------	--------------

承認後の手続きについて

- 申請者は、この通知を受けてから介護支援専門員等及び施工業者に通知内容を連絡してください。
- 工事完了後、次の書類をご持参のうえ、下記問い合わせ先の地域福祉課へ提出してください。
 - ア この通知書
 - イ 申請者が支払った領収書
 - ウ 堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届
 - エ 日付入りの改修前・改修後の写真
 - オ 口座振込依頼書（必要な場合のみ提出する。）

※やむを得ず、現場で変更が必要となった場合は、必ず下記問い合わせ先の地域福祉課へ連絡してください。
変更申請が必要な場合があります。
無断で変更した場合は、住宅改修費を支給できなくなります。

問い合わせ先

堺市 [Redacted]
住所 [Redacted]

電話番号 [Redacted]
FAX [Redacted]

【領収書見本】

<見本1>

償還払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）のみを行った場合

領 収 書	
宛名は申請者（被保険者） ●● ●●様	領収日は工事完了後の日付。 領収日 令和△△年○月×日
収入 印紙	領収額 <u>¥30,000-</u> 但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金として
	ただし書に介護保険住宅改修 であることを明記する。
	堺市堺区○○町2-1 （株）さかい介護住宅 代表取締役 ○○ ○○ 印
	代表者が自署する場合は押印不要

<見本2>

償還払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）と支給対象外工事（20,000 円）を同時に行った場合

領 収 書	
支給対象工事費用 + 支給対象外工事費用	領収日 令和△△年○月×日
●● ●●様	領収額 <u>¥50,000-</u> 但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金として 30,000 円
収入 印紙	ただし書に支給対象工事分の領 収金額を明記する。
	堺市堺区○○町2-1 （株）さかい介護住宅 代表取締役 ○○ ○○ 印
5万円（消費税除く）以上の場合は、収入印紙を貼付のうえ、消印を押印する。	

<見本3>

受領委任払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）のみを行った場合

領 収 書	
	領収日 令和△△年○月×日
●● ●●様	
介護保険利用者負担額 （1割、2割または3割分）を記入する。	領収額 <u>¥3,000-</u> 但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金 （受領委任払い）として
収入 印紙	堺市堺区○○町2-1 株式会社介護住宅 代表取締役 ○○ ○○ 

<見本4>

受領委任払いで、支給対象工事（手すりの取付け 30,000 円）と支給対象外工事（20,000 円）を同時に行った場合

領 収 書	
	領収日 令和△△年○月×日
●● ●●様	
介護保険利用者負担額（1割、2割または3割分）＋支給対象外工事費用	領収額 <u>¥23,000-</u> 但し、介護保険住宅改修手すり取付工事代金 （受領委任払い）として 3,000 円
収入 印紙	堺市堺区○○町2-1 株式会社介護住宅 代表取締役 ○○ ○○ 

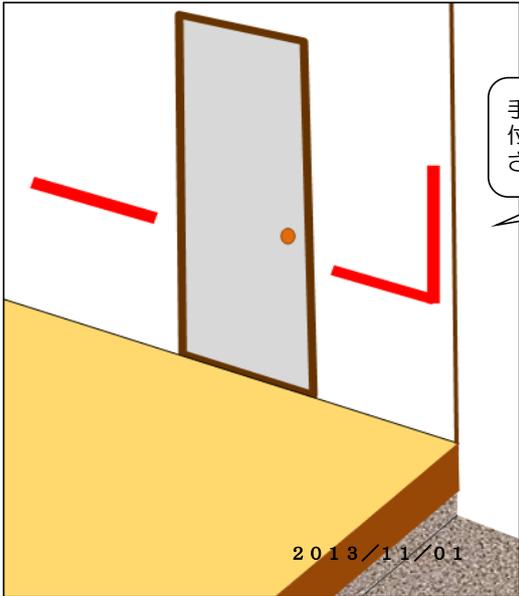
【改修後写真見本】

写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修後写真見本〉

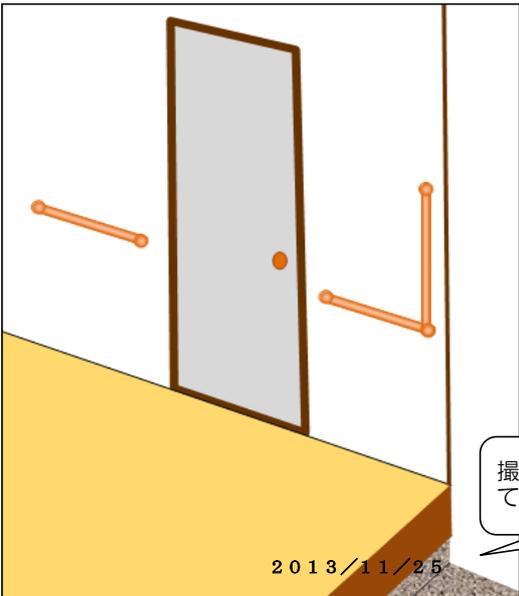
被保険者名（ ●● ●● 様）				施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.1
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）	
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）	

改 修 前



手すりの取付け位置や形（縦付、横付、L型等）がわかるようにしてください。

改 修 後



撮影日が確認できるようにしてください。

※手すりを取り付ける位置の全体を写してください。
 ※改修前後の写真は比較しやすいようにほぼ同じ位置で写してください。

写真貼付用紙（住宅改修用） <改修後写真見本>

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.2
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

改 修 前

2013/11/01

2013/11/01

改 修 後

2013/11/25

2013/11/25

※上記のように全体がわかる写真のほか、メモリが読める近接写真を添付してください。
 ※浴槽の段差改修の場合にも、浴槽の内側と外側にそれぞれメジャーをあてて写してください。

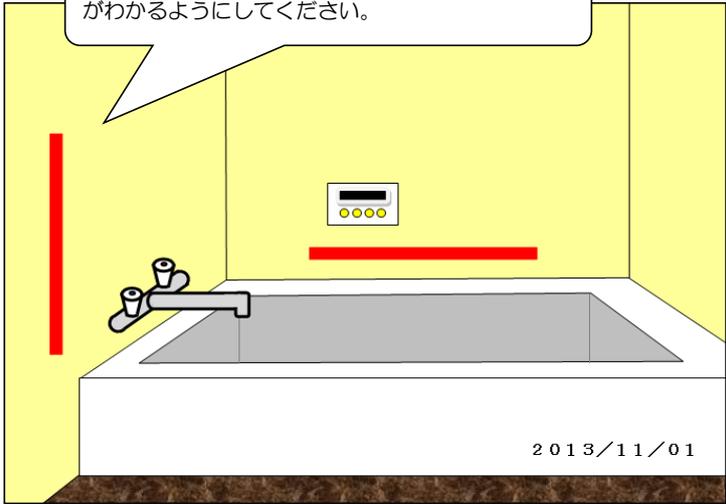
写真貼付用紙（住宅改修用）

〈改修後写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.3
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

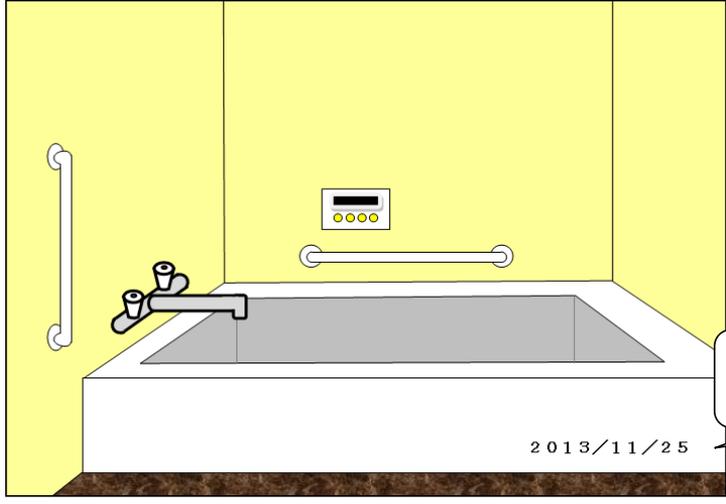
改 修 前

手すりの取付け位置や形（縦付、横付、L型等）がわかるようにしてください。



2013/11/01

改 修 後



2013/11/25

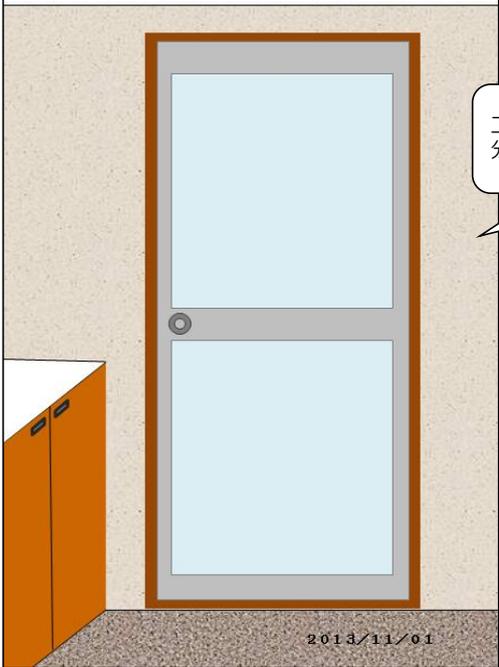
撮影日が確認できるようにしてください。

※手すりを取り付ける位置の全体を写してください。
 ※改修前後の写真は比較しやすいようにほぼ同じ位置で写してください。

写真貼付用紙（住宅改修用）

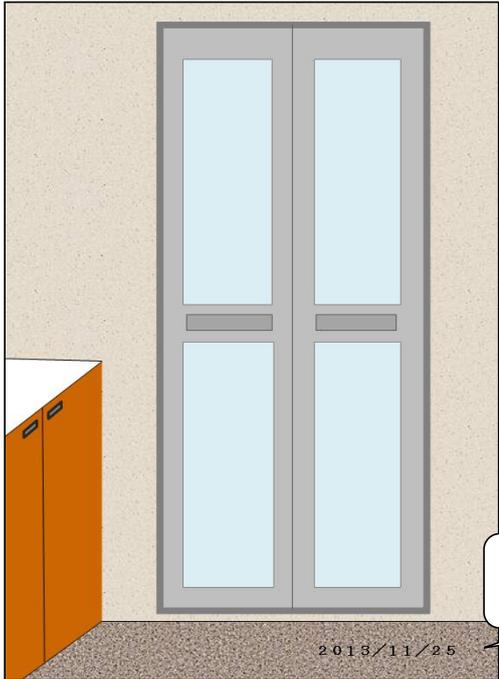
〈改修後写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）				施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.4
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）	
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）	



改 修 前

改 修 前



改 修 後

改 修 後

写真貼付用紙（住宅改修用） **〈改修後写真見本〉**

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.5
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	(1)手すり	(2)段差解消	(3)床材変更	(4)扉の取替	(5)便器の取替	その他（ ）

改 修 前



改 修 後



写真貼付用紙（住宅改修用）

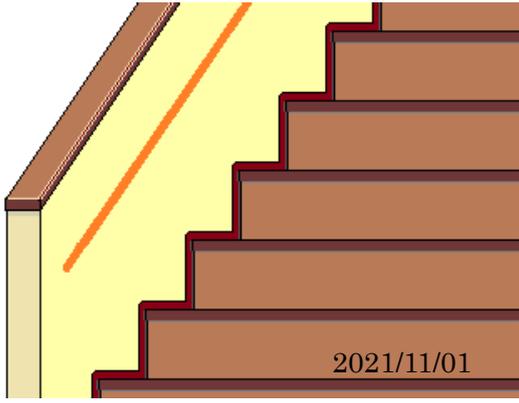
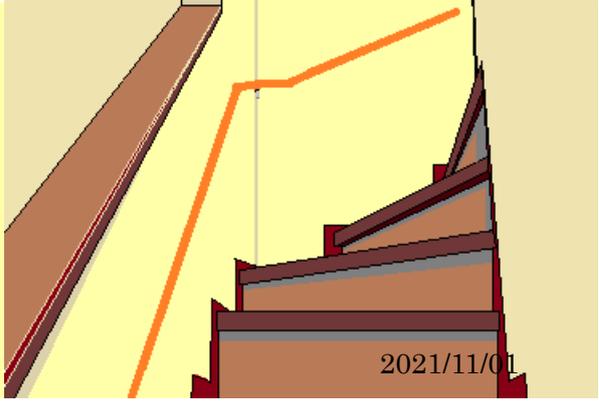
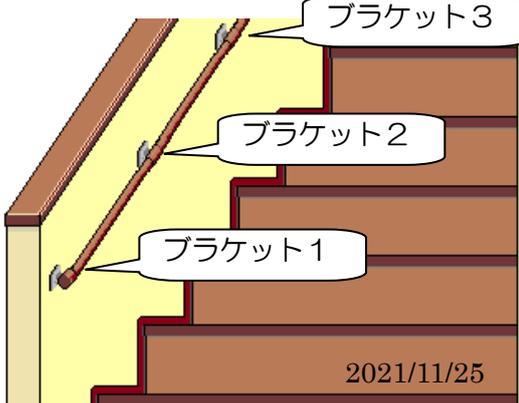
〈改修後写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.6
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他（ ）
対象工事種別	手すり	段差解消	扉の交換	便器交換	床材変更	付帯工事（ ）

改 修 前
改 修 後

写真貼付用紙（住宅改修用） 〈改修後写真見本〉

被保険者名（ ●● ●● 様）			施工業者（ 株式会社さかい介護住宅 ）			No.7	
改修箇所	玄関	浴室	便所	寝室	廊下	その他	階段
対象工事種別	手すり	段差解消	扉の交換	便器交換	床材変更	付帯工事（ ）	

改 修 前	
 <p style="text-align: center;">2021/11/01</p> <p>撮影日が確認できるようにしてください。</p>	 <p style="text-align: center;">2021/11/01</p> <p>手すりの取付け位置（全体）がわかるように撮影してください。</p>
改 修 後	
 <p style="text-align: center;">2021/11/25</p> <p>撮影日が確認できるようにしてください。</p>	 <p style="text-align: center;">2021/11/25</p> <p>手すりの取付け状況（全体）及びブラケットの数がわかるように撮影してください。</p>

第3部 理由書作成に当たっての留意点と記入要領

第3部の内容については、「介護支援専門員（ケアマネジャー）のための「住宅改修が必要な理由書」作成の手引き」（（社）シルバーサービス振興会・日本介護支援専門員協会）より引用し、一部改変しています。

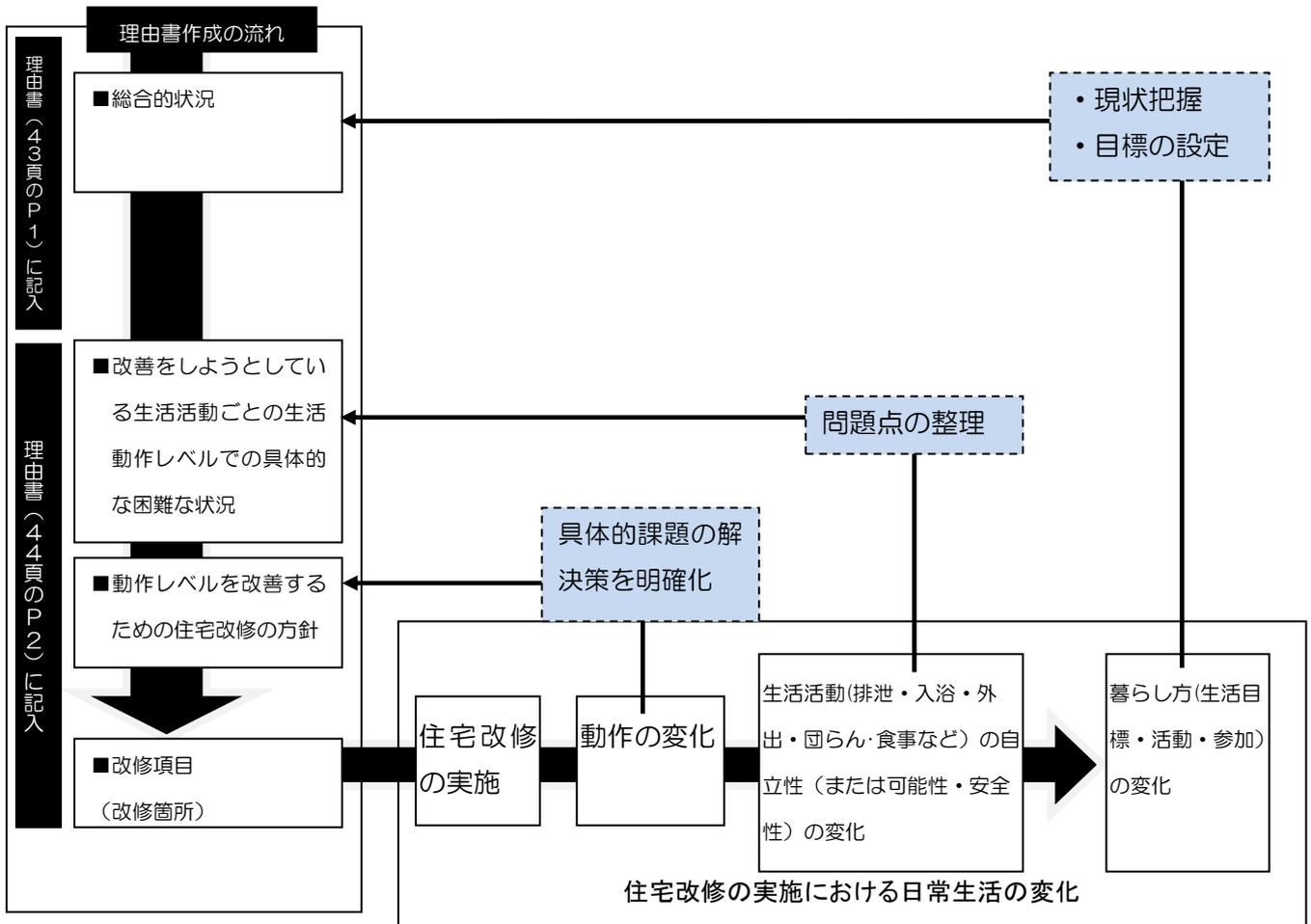
1 理由書作成のねらい

- ◎生活改善の目標設定から住宅改修の方針決定までには段階があり、その段階を意識することができる。
- ◎生活活動ごとの個々の生活動作に着目することで幅広く生活全般をチェックすることができ、困難な生活動作の改善のための方針に沿って、改修項目を具体化することができる。
- ◎住宅改修の目的を明確にすることができ、その目的を達成できたかの評価を改修後に行うことができる。

2 理由書作成の流れ

理由書は、手順に従って作成しながら住宅改修のプランを検討するためにこういった情報を収集すべきかがわかるように構成されています。

理由書作成に当たっては、住宅改修後の暮らし方を明確にすることから始まり、生活活動、動作レベルの具体的状況を把握し、最終的に改修項目や改修箇所を明確にしていきます。



住宅改修の実施により被保険者の動作の変化を促し、それにより生活活動の自立性の変化が促進されます。そして、最終的には、被保険者の生活目標などの暮らし方の変化を実現することにつながります。

3 理由書の留意点について

記入要領

様式第43号（第37条関係）

堺市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修理由書

(P1)

<基本情報>

被保険者番号	被保険者氏名	年	月	日			
要介護認定 (該当するものに○印を記入)	要支援 1・2	経過的	1	2	3	4	5
利用者	住所 (住宅改修を行う住居)	氏名	連絡先	作成者 (作成者が介護支援 専門員でないとき)	資格	氏名	連絡先
		所在地確認日	作成日	年	月	日	

●福祉用具の利用状況とともに、改修後にも利用が想定される福祉用具をシ点チェックする。

P1-①

利用の身体状況

- 立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。
- 屋内の移動方法（つかまらないうで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす解除など）は必ず記述する。
- さらに、屋外の改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。

P1-②

介護状況

- 各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。
- 見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。

P1-③

住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- 利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを専門職の判断を踏まえ、利用者、どのような社会生活をしたいのかを記述する。
- 具体的な改修方針や改修項目は、「P2」に記述する。

P1-④

福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	改修前	改修後
●車椅子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●スロープ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●履掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●「その他」には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入する。

3-1 理由書（P1）の留意点（51ページ記入要領参照）

被保険者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握する。

（1）利用者の身体状況（P1-①の部分）

被保険者の状況は、日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。

⇒健康、疾病、日常生活動作等については被保険者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士など）、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。

⇒特に疾病の状況把握については、被保険者の生活の基調をなすものなので、関係機関と十分な連絡を取り合う必要があります。

（2）介護状況（P1-②の部分）

どういう介護（サービス）が提供されているかが住宅改修の必要性を判断する上で重要となります。

⇒各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護（見守りを含む。）の状況も記述します。

⇒住宅改修を行うことにより、どのような介護状況が想定されるかの記述もあるとさらによい。

（3）住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか。（P1-③の部分）

理由書作成者が担当のケアマネジャーである場合については、居宅サービス計画書第1表にしたがって、ケアマネジャーが専門職の立場から被保険者や家族の希望を把握する必要があります。（居宅サービス計画書第1表の中で、住宅改修に関して援助方針の記述があればそれを転記してもかまいません。）

理由書作成者が福祉住環境コーディネーター2級以上等、担当のケアマネジャー以外の場合には、被保険者と家族の希望だけでなく、住宅改修の必要性を踏まえるとともに、リハビリテーションなどの専門職の意見も加味したうえで、被保険者、家族に対し、十分に説明し、理解を得てください。

被保険者、家族の希望だけを取り入れて行った住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。

⇒被保険者と家族の希望が必ずしも一致しているわけではないので、十分な情報収集が必要となります。

⇒被保険者、家族の希望を把握した上で、被保険者の心身の状況や介護・

住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針について専門職の立場からの意見を示し、被保険者がそれを理解した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

(4) 福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定（P 1—④の部分）

福祉用具との関係から、どのような改修が行われるかを判断するための項目です。

⇒改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックしてください。

⇒介護保険で給付される福祉用具に限ったものではありません。

⇒改修工事に取り付ける手すり、スロープは含みません。

被保険者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせで一体的に検討することが重要です。

⇒利用する福祉用具によって、スペースの確保や段差解消の必要性が異なります。

⇒手すりや杖をどのように使い分けるかなど、具体的な生活動作の必要性に応じてリハビリテーションの専門職等に確認します。

3—2 理由書（P 2）の留意点（52 ページ記入要領参照）

（留意点1）改善しようとする生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかを記述する。

(1) 改善をしようとしている生活動作（P 2—①の部分）

“入浴動作”と記述しただけでは、何をどう改善したら良いかわかりません。浴室での移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは、改修の内容が大きく変わります。

改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修方針が見えてきます。

⇒そのためには、訪問介護員や訪問看護師等から情報を得ることも重要です。

⇒可能であれば、被保険者や介護者に、普段の一連の生活動作を再現してもらいます。

(2) 具体的な困難な状況（P 2—②の部分）

困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながりません。

⇒被保険者の心身状況や動作

⇒介助方法

⇒居住環境の現状

（留意点2）住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述する。

（3）改修目的・期待効果（P2—③—1の部分）

住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。

明確にしないと、行った改修が本当に被保険者のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。

⇒目的や効果を明確にすることで、被保険者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

（4）改修の方針（P2—③—2の部分）

改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の方針を具体的に記述します。

⇒施工業者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともにプランを検討します。

⇒現場を訪問して、改修箇所を確認します。

⇒可能であれば、被保険者に実際に動作をしてもらって確認するとよいでしょう。

⇒その際、福祉用具の利用も考慮します。

（5）改修項目（改修箇所）（P2—④の部分）

改修内容を改修工事の種類ごとに整理します。

⇒整理をすることで、住宅改修費の支給対象となるものと、そうでないものを確認することができます。

福祉住環境コーディネーター2級以上等、担当のケアマネジャー以外の者が理由書を書く場合は、担当のケアマネジャーだけでなく、保健・医療等の関係機関との連絡調整を十分に行ってください。（国通知：平成12年3月8日付け老企第42号参照。）

第4部 住宅改修支援手数料

住宅改修理由書（以下「理由書」という。）は、原則として、担当のケアマネジャーが作成することになりますが、担当のケアマネジャーがいない被保険者については、住宅改修費の支給申請の際、専門的見地からの理由書の作成が別途必要となるため、その作成が円滑に行われるように、作成を担当した専門職（ケアマネジャー及び理学療法士などの専門的知識を有すると認められる方）の属する事業所に対し、住宅改修支援手数料を支給しています。

（1）支給要件

ア 理由書作成日の属する月に居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護（支援）認定を受けた被保険者に対して理由書を作成していること。

イ 上記アの理由書作成を行った以下の職種の者が所属する居宅介護支援事業所やその他事業者等であること。

【理由書を作成することができる者の職種】

- ・ケアマネジャー（当該被保険者の担当ケアマネジャー以外の方）
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・福祉住環境コーディネーター2級以上
- ・地域包括支援センター職員（（主任）ケアマネジャー、保健師、社会福祉士及びこれらに準ずる者に限る。）

ウ 住宅改修が適正に行われ、住宅改修費の支給決定を受けた理由書であること。（支給決定が行われた月から申請ができます。支給決定前に申請されても未決定のため支給できません。）

（2）支給申請

ア 被保険者が居住する区の区役所の地域福祉課介護保険係で行います。

イ 申請期限は、住宅改修費の支給決定日の属する年度の翌年度末日です。

（3）住宅改修支援手数料の額

ア 1件につき、2,000円です。

イ 口座振込は、月1回となります。

第5部 関係法令等

介護保険法

（居宅介護住宅改修費の支給）

第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(介護予防住宅改修費の支給)

第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

- 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

- 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

- 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

- 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

介護保険法施行規則

（居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合）

第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（居宅介護住宅改修費の支給の申請）

第75条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときは、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
- (2) 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
- (3) 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
- (4) 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
- (5) 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
- (6) 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
- (7) 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。

3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第76条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- (1) 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第四十五条第五項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額
- (2) 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額
- (3) 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

2 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合における法第四十五条第四項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第94条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
- (2) 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
- (3) 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの

- (4) 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - (5) 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - (6) 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - (7) 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第95条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- (1) 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額
- (2) 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額
- (3) 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じた額の合計額

お問い合わせ先

被保険者がお住まいの区の地域福祉課介護保険係までお問い合わせください。

堺区役所 電話番号 072-228-7520
FAX番号 072-228-7870

中区役所 電話番号 072-270-8197
FAX番号 072-270-8103

東区役所 電話番号 072-287-8123
FAX番号 072-287-8117

西区役所 電話番号 072-275-1912
FAX番号 072-275-1919

南区役所 電話番号 072-290-1812
FAX番号 072-290-1818

北区役所 電話番号 072-258-6651
FAX番号 072-258-6836

美原区役所 電話番号 072-363-9316
FAX番号 072-362-0767

介護保険課 電話番号 072-228-7513
FAX番号 072-228-7853